平成２８年（フ）第４２３８号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番42―108号、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―211号
債務者　鈴木　絵美（旧姓末田）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４０６号
大阪市西区境川２丁目５番15号　シティアリーナ阿波座西　601
債務者　岡澤麻貴子（旧姓釘本）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３２号
大阪府東大阪市中小阪１丁目15番18号
債務者　西川榮津子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４９号
大阪市西区京町堀３丁目１番23―501号　ラパンジール京町堀、前住所大阪市西区土佐堀２丁目１番９号　201
債務者　新庄　和子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７１号
大阪市旭区大宮１丁目15番11―401号
債務者　宮田　　実
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１１号
大阪市港区三先２丁目19番７―103号
債務者　坪屋　　薫
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１２号
大阪府寝屋川市池田１丁目２番５号
債務者　松島　忠寛
法定代理人成年後見人　高砂健太郎
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７２０号
大阪市鶴見区鶴見２丁目７番３―407号
債務者　松浦　里美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７９号
大阪市都島区友渕町２丁目２番15号　サンロイヤルみやこ　201号
債務者　成瀬ゆかり
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９２号
大阪府八尾市恩智北町３丁目74番地　パールハイム101号
債務者　大串つかさ
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８０４号
大阪市東住吉区針中野４丁目11番３号コーポ中野105号、前住所大阪市東住吉区鷹合４丁目３番12号ウィル鷹合301号
債務者　山根　憲二
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２４号
大阪市淀川区十八条１丁目12番５―108号
債務者　岡林さおり
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８３０号
大阪府堺市南区槇塚台１丁１番５号　松永方
債務者　川村　明海
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８３５号
大阪府吹田市岸部北２丁目16番11号（309）
債務者　安里　正美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４０号
大阪市旭区中宮２丁目９番13号
債務者　玉置　由佳（旧姓児島）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４６号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　田﨑一二美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４７号
大阪市城東区野江２丁目10番８号　メゾン野江　306号
債務者　大西正子こと　梁　　正子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部